

上野事務所ニュース

30年6月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

HP <http://www.sr-ueno.com/>

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

協会けんぽの 被扶養者資格と マイナンバーの 確認

現在扶養されている方について、被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、「被扶養者状況リスト」

が6月より順次事業所へ送付されます。

【再確認が行われる被扶養者】

次の①、②を除く全ての被扶養者が対象です。

①平成30年4月1日において18歳未満の方

②平成30年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方

【手続きについて】

「被扶養者状況リスト」が届きましたら、リスト内の被扶養者が健康保険の被扶養者としての要件を満たしているか確認を行い、チェック等を記入してください。課税証明書等の確認書類が必要な場合でも、事業主が確認をすれば提出する必要はありません。

リスト記入後「被扶養者状況リスト」の事業主印を押印し、「リストの「正」」のみを協会けんぽに返送してください。「副」は送付せず保管してください。

要件を満たせず被扶養者となれない方は、扶養削除の届出を行いますので上野事務所へご連絡ください。

【マイナンバー確認リスト】

今年度はマイナンバーの確認ができない被扶養者と70歳以上の被保険者のいる事業所へ「マイナンバー確認リスト」も送付されます。リストに記載された対象者のマイナンバーを記入し、協会けんぽへ返送してください。

◆今回の協会けんぽによる被扶養者状況の確認は、健康保険組合に加入している事業所は対象外です。

住民税の特別 徴収について

住民税の特別徴収を行う事業所宛てに今年度の徴収税額通知が送付されます。6月は年額を12等分し、端数を調整した額を納付するため、7月以降とは金額が異なります。給与計算の際は気を付けてください。

育児休業に 関する助成 金について

いくつかの助成金を紹介していこうと思います。今回は育児休業等についての助成金です。

【主な要件】

- 対象者が雇用保険に加入していること。
- 育児休業の制度や短時間勤務制度を就業規則に規定し、届出をしていること。
- 一般事業主行動計画の策定、届出をすること。(定型のものがあります)
- 両立支援のひろば(WEBSITE)に取組内容を登録する等、公表すること。

具体的な内容と助成額は次のとおりです。

① 男性の育児休業取得時

概要	助成額
出生後8週間以内に開始する連続した5日以上(所定労働日1日以上を含む)の育児休業を利用させた場合	はじめての場合 57万円 (2人目以降は休業期間による)

・男性が育児休業?なんて思っていますか?例えば土日が休日の場合、土日を含む5日以上連続した休業で助成金が受けられます。

② 男性の育児目的休暇

概要	助成額
育児目的休暇制度を導入し、出生前6週間又は出生後8週間以内に合計して5日以上の育児目的休暇を利用させた場合	28.5万円

- 就業規則に、男性が子の出生前後に分割して取得できる育児目的休暇制度を規定することが必要です。

③ 育休取得時

概要	助成額
育休復帰支援プランに基づき、産後休業を含む連続3か月以上の育児休業を利用させた場合	28.5万円

- 育児休暇を取得した人が原職等に復帰した場合には、さらに28.5万円の助成金が受けられます。

④ 代替要員確保時

概要	助成額
産後休業を含む3か月以上の育児休業取得者の代替要員を新たに確保し、3か月以上代替業務を行わせた場合	47.5万円

- 復帰後6か月以上雇用していることが必要です。

⑤ 職場復帰後支援

概要	助成額
有給かつ時間単位で取得できる子の看護休暇制度を設けた場合	制度導入時 28.5万円 + 1時間当たり 1000円
臨時的・一時的な保育サービス費用補助制度を設けた場合	制度導入時 28.5万円 + 補助した額の2/3

- 制度は導入しただけでの申請はできません。

ん。制度を利用した一定数以上の実績が生じることによって申請が可能になります。

- ◆助成金額は中小企業事業主の場合です。生産性要件を満たす場合には、助成額が加算されます。
- ◆育児に関する助成金には上記のほか、千葉市や東京都など自治体が独自で行っている助成金制度もあります。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 現在失業給付を受給していますが、



知り合いから一緒に会社をやらないかと言われ、取締役の肩書をもらいました。報酬や手当などは一切ありませんが、失業給付は受給できますか？また、マンション投資もしていますが、投資の収入は失業給付の受給調整の対象になりますか？

A: 失業給付では、会社の役員に就任した時点で失業しているとは言えないため、失業給付を受給できなくなるのが原則です。但し、ハローワークに具体的な対応を聞くと、報酬のない名義だけの役員就任であれば受給可能と判断されることもあるようです。（代表取締役を除く）受給開始後に役員に就任した場合は、基本的に収入がなければ申告不要のようですが、ハローワークに確認をした方が良いでしょう。

失業給付は、労働の対価として賃金収入を得た場合には一定の金額が減額されます。自ら起業して得た収入も届出が必要です。一方、マンション投資や株取引などで得た収入は、労働の対価ではないので、減額の対象にはなりません。しかし、所有するマンションの周辺や共有部分の清掃などを自分で行っている場合には、不動産賃貸業を営んでいると判断されることもあるようです。